

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（財政課）

一 趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を定め、教育職員の免許更新に係る手数料の額の定めを廃止するなどの改正

二 内容

(一) 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う手数料の新設

(例) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

確認書等のあるもので建築を伴わない一戸建ての住宅の場合

一万三千円

イ 教育職員免許法の一部改正に伴う教育職員の免許更新に係る手数料の廃止

(例) 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料

ウ 規定の整備

(二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の名称変更及び廃止

三 施行期日

令和四年十月一日

ただし、二(一)イ及び二(二)の一部は公布の日、二(一)ウの一部は公布の日又は令和

五年二月二十日